

## 公民館の運営形態の見直し【課題】

始めに

公民館の運営形態の見直しについては、庁内的には「第3次東村山市行財政改革大綱」から取り組みが始まり、現在「第4次東村山市行財政改革大綱 第2次実行プログラム」で継続的に検討しております。

また、この間の取り組みとしましては、公民館運営審議会、平成16年第13期から平成25年第16期の委員さんと公民館職員等で、公民館を「もっと良くするために」というテーマのもと、公民館の課題、問題点、今後の方向性等を調査、検討してきました。

平成25年第17期、平成27年18期の中では、「公民館の課題」というテーマで検討が始まりました。

公民館では、この間の調査、協議、検討を基に、平成24年度、25年度に、施設の利用緩和を図ってきました。これは、利用率の向上という観点もありますし、開館以来、「集会室はこういう利用団体でなければ使用できない」という不便性の解消を行ってきました。中央公民館では、現在、料理教室で、学習活動をおこなったり、展示室で会議、コンサートを開催したりと、施設の有効利用を図ってきています。

地区公民館においても、施設の利用の緩和を図ってきています。

### 【1】課題

#### 1. 公民館の運営形態の見直し

東村山市としては、公民館に限らず、全庁的に「行政改革」に努めています。これは、地方行政として担うべき業務を精査することが主旨であり、公民館としては、施設の適正な管理、運営を検討する。ということになります。

基本的には、東村山市の生涯学習の充実をどのように進めるのかということが課題と考えております。その中で、現状の公民館について、多方面から検討し、社会のニーズに合った施設の運営、管理へと移行する道筋をつけていく事になります。

検討する方策としましては、行政としての施設の位置づけ、法的根拠、施設の運営、管理、講座等の事業の5つの分野に分けた検討となると考えております。

#### 2. 施設の位置づけ

公民館は、多くの市民の皆さまの生涯学習の場として、中心的役割を担う重要な拠点であり、また、様々な芸術・伝統文化、社会教育に関する団体や教養グループ、趣味サークルなどが自主活動しやすい環境の場を提供できるよう、多様化する市民ニーズに対応した事業展開ならびに施設利用が出来るように努める事を基本的な位置づけと考えております。

現在、東村山市の公民館は、社会教育法に基づいた社会教育施設として位置付けていますが、公民館を利用したいという市民の皆さまからは、もっと自由な形態で、具体的には、個

人や少人数での利用や休館日なしの365日の利用とか、軽スポーツの利用、今までにない団体の利用とか多彩な要望が出されています。そのような要望にこたえる意味でも、生涯学習という広い概念での捉え方への移行もあるかと考えます。

### 3. 法的根拠の移行

現在、公民館の運営、管理に当たりましては、社会教育法を根拠例規としています。保育園であれば、児童福祉法であったり、障害者施設であればそれに準拠した法によります。このように、東村山市の公共施設は、何らかの法的根拠に基づいています。

生涯学習施設という位置づけとなりますと、地方自治法が根拠法令になります。

施設の位置づけにより、根拠法令も変わってきます。

### 4. 行革目標

最初に記載しましたとおり、東村山市では、民間活力の導入を含めた「行政改革」を進めています。公民館でも、様々な民間業者に業務委託して施設管理をお願いしています。どこまでを行政が担い、どこから、何に対して民間活力を導入するかが、大きな課題となります。

もちろん、最終的には、東村山市の施設ですので、行政として総合的な責任となりますが、施設の管理、運営、事業をどこまで民活力を導入するかを精査する必要があると考えます。

その中の選択肢としては、指定管理、業務委託、施設管理委託などがあるかと考えます。

## 【2】施設の課題

### 1. 社会のニーズに合った施設

中央公民館・地区公民館は、築20年から35年を経過した施設です。建築当時は、市民の要望などを取り入れた最新の施設でしたが、利用団体の多様化により、現在の施設では対応しきれない活動団体もあります。また、個人や少人数での利用希望がある一方、50人、60人という人数での利用要望があります。また、利用目的も多様化してきていますので、総合的な複合施設への要望が寄せられています。

一方利用実態を鑑みますと、地区公民館と中央の区別化という考え方もあるかとあります。

### 2. 利用実績の向上

公民館としては、利用率・利用人数の向上が、大きな課題の一つとなっています。

中央公民館、富士見公民館という面積が大きく年間利用人数が多い施設と、萩山公民館、秋津公民館、廻田公民館という面積が狭く、利用人数が少ない施設もあります。

全体的には、午前、午後1の利用が高く、午後2の利用が少ないという宿題もあります。

利用団体の利用という考え方だけでなく、主催事業、民間活力を導入した事業の実施により、利用率の向上を検討したいと考えます。

その反面、利用希望が多くなるということは、1つの団体の利用回数が減少するという問題も生じます。このことは、従来利用している団体にとっては、定期的、継続的な活動に支障をきたしてしまうという問題になります。

### 3. 老朽化した施設の更新

記述しましたとおり、中央公民館、地区公民館共に施設改修の課題があります。

特に、中央公民館では雨漏り、外壁補修がありますし、富士見公民館、萩山公民館でも、雨漏り、外壁補修が大きな問題になっています。

### 4. 老朽化した設備の更新

中央公民館は、耐震化工事に伴い、空調設備、トイレ、エレベータなどを改修しましたが、地区公民館では、4館ともに設備面の改修が問題となっています。

また、ホール設備（吊物・音響・照明）についても、中央公民館、秋津公民館の音響、照明、富士見公民館の音響、照明、吊物、座席、廻田公民館の音響などの更新が大きな問題となります。

## 【3】現状の業務

### 1. 施設の管理

施設の管理は概ね、民間業者との委託契約によって管理を委託しています。

管理委託につきましては、委託業務ごとに契約しているため、5館で80件ぐらいの委託契約を締結しています。

今後、包括的な委託契約、取り纏め契約へ移行していく必要があるかと思えます。

### 2. 集会室の貸し出し

集会室を利用するには、抽選予約、随時予約で申し込む必要がありますし、基本的には、団体登録が必要になります。また、利用する団体は、当日の料金支払い、鍵の受け渡しなどがあります。

これらの業務を行う上で、中央公民館、地区公民館共に、嘱託職員を導入して対応しています。

### 3. 講座等の事業実施

東村山市の公民館事業は、「企画員制度」と称した市民と協働して事業を進めてきた歴史があります。現在では、その流れを継承して、講座ボランティアの皆さんと協働して事業展開を図ると同時に、講座テーマの市民からの募集、公民館運営審議会で審議していただき、講座の実施という形式をとっています。

また、参加年齢層の拡大、講座テーマの多様化を図り、社会教育、生涯学習の展開を図っ

ています。

しかしながら、民間レベルでは、もっと広範囲をテーマにした講座が開催されています。

単なるカルチャースクールの開催ではなく、生涯学習活動として位置づく講座等の開催が求められていると考えます。

#### 【4】検討方法

1. 公民館職員での検討
2. 公運審での審議
3. 教育委員会への報告
4. 社会教育委員会での審議
5. 利用者からの意見聴取  
利用者懇談会

#### 【5】まとめ

東村山市も「少子高齢化」が進んできていると言われていています。また、人口の減少化も始まりました。今後、200世帯を超えるマンションの建築も、数棟計画されていますが、全体的には、地方都市としての課題が大きくクローズアップされてきていると言えます。

そのような中で、東村山市の生涯学習活動を活発に展開していくためには、どのような進め方をしていくのかが大きな問題であると言えます。

そして、東村山市の行政課題である「行政改革」、公民館で言えば「運営形態の見直し」が求められています。

市民の文化的活動の拠点としての施設である公民館のあり方は、今まで培ってきた市民との協働のスタイルを継承しつつ、現実的には、民間活力を導入し、活発な事業展開と施設管理を進めることが求められていると言えます。また、市民の多様なニーズにこたえる事も大切であると同時に、費用対効果についても検討しなければならないかと思えます。

このように、大きな課題をタイトな期間で、様々な関係各機関の皆さんと協議し、方向性を出していければと考えます。